

繰延町税等収納対策推進本部より

町税、公営住宅料、保育料、水道料、下水道料、介護保険料の納め忘れはありませんか。お忘れの方は、担当係へご相談下さい。

1 所得税

1. パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。課税される所得は、パートの年収から、給与所得控除額（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額です。

●例えは……

パート収入	所得控除が基礎控除だけの場合	税率（所得金額により変更）	
120万円	$(65万円 + 38万円)$	10%	$= 17,000円$

平成15年分については定率減税が実施されているため	$17,000円 - (17,000円 \times 20\%)$		$= 13,600円$
---------------------------	-----------------------------------	--	-------------

2. 配偶者にパート収入がある場合

イ. 配偶者控除と配偶者特別控除

夫に所得があり、妻がパートで働く場合を例に考えてみますと、夫が受けられる配偶者控除と配偶者特別控除は以下のとおりです。

妻のパート収入が103万円までであれば、配偶者控除（38万円）が受けられます。

配偶者特別控除は、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパー

ト収入が103万円を超えても141万円未満であれば受けることができます。

ただし、夫の合計所得が1,000万円（給与収入で約1,231万円）を超える年には受けることはできません。

ロ. パート収入と世帯の収入

配偶者特別控除が設けられていますので、妻がパートで働いて103万円を超える給与収入を得る場合でも、収入が増えるにしたがって夫の配偶者特別控除の額はなだらかに減少することとなります。

したがって、妻がパートで働いて一定額以上の収入を得ると、かえって世帯全体の手取りが減少するという「手取りの逆転現象」は、税の面では解消されています。

2 住民税

パートの年収が100万円以下ですと給与所得の金額が住民税（所得割）の非課税限度額（35万円）以下になりますので、住民税（所得割）はかかりません。

3 平成11年以降の各年分の所得税の定率減税

パート収入は、通常、給与所得になりますので、定率減税の取扱い是一般の給与所得者と同じです。

内職などの収入があるとき

内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得又は雑所得となります。ただし、パート収入とのバランスを図るため、次のいずれにもあてはまる方については、必要経費が65万円に満たない場合は65万円（収入金額が限度です。）を必要経費として差し引くことができます。

(1) 家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の方に対して継続して労務の提供をする方
(2) 事業所得及び雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない方

したがって、収入が内職だけの場合は、パート収入と同様に年収103万円以下ですと所得税はかかりません。

また、配偶者控除や配偶者特別控除の適用についても、パート収入と同じ取扱いになりますので、103万円を超えて働いても「手取りの逆転現象」は税の面では解消されています。

配偶者控除と配偶者特別控除の関係 (単位:万円)

配偶者のパート年収	配偶者控除額	配偶者特別控除額	合計
70万円未満	38	38	76
70万円以上 75万円未満	38	33	71
75万円以上 80万円未満	38	28	66
80万円以上 85万円未満	38	23	61
85万円以上 90万円未満	38	18	56
90万円以上 95万円未満	38	13	51
95万円以上 100万円未満	38	8	46
100万円以上 103万円未満	38	3	41
103万円	38	0	38
103万円以上 105万円未満	0	38	38
105万円以上 110万円未満	0	36	36
110万円以上 115万円未満	0	31	31
115万円以上 120万円未満	0	26	26
120万円以上 125万円未満	0	21	21
125万円以上 130万円未満	0	16	16
130万円以上 135万円未満	0	11	11
135万円以上 140万円未満	0	6	6
140万円以上 141万円未満	0	3	3
141万円以上	0	0	0

注：表のスキマ網掛け部分については、平成16年分以降の所得税から適用がないこととされています。